

河合町議会会議録

令和6年 3月22日 開会

河合町議会

令和6年第1回（3月）河合町議会定例会会議録目次

第 4 号 （3月22日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	3
○出席説明員	3
○議会事務局出席者	3
○開議の宣告	4
○委員長報告	4
○議案第11号、議案第24号、議案第26号、議案第35号の委員長報告、討論、採決	5
○議案第12号から議案第16号、議案第27号から議案第34号、議案第36号から議案第40号の委員長報告、討論、採決	9
○議案第17号から議案第23号の委員長報告、討論、採決	23
○諮問第1号の採決	32
○議会運営委員会の閉会中の継続調査について	32
○閉会の宣告	33
○署名議員	35

令和 6 年 3 月 2 2 日（金曜日）

（ 第 4 号 ）

令和6年第1回（3月）河合町議会定例会会議録

議 事 日 程（第4号）

令和6年3月22日（金）午前10時00分開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 議案第11号 | 令和5年度河合町一般会計補正予算について |
| 日程第 2 | 議案第24号 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について |
| 日程第 3 | 議案第26号 | 河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第35号 | 河合町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第12号 | 令和5年度河合町国民健康保険特別会計補正予算について |
| 日程第 6 | 議案第13号 | 令和5年度河合町下水道事業特別会計補正予算について |
| 日程第 7 | 議案第14号 | 令和5年度河合町介護保険特別会計補正予算について |
| 日程第 8 | 議案第15号 | 令和5年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算について |
| 日程第 9 | 議案第16号 | 令和5年度河合町水道事業会計補正予算について |
| 日程第10 | 議案第27号 | 河合町国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第28号 | 河合町子ども医療費助成条例等の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第29号 | 河合町介護保険条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第30号 | 河合町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について |
| 日程第14 | 議案第31号 | 河合町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について |
| 日程第15 | 議案第32号 | 河合町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第16 | 議案第33号 | 河合町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正に |

ついて

- 日程第 17 議案第 34 号 河合町水道法施行条例の一部改正について
- 日程第 18 議案第 36 号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更について
- 日程第 19 議案第 37 号 河合町道路線の認定について
- 日程第 20 議案第 38 号 河合町道路線の認定について
- 日程第 21 議案第 39 号 河合町第 5 次障がい者基本計画、河合町第 7 期障がい福祉計画及び河合町第 3 期障がい児福祉計画を定めることについて（別冊）
- 日程第 22 議案第 40 号 河合町高齢者福祉計画及び第 9 期介護保険事業計画を定めることについて（別冊）
- 日程第 23 議案第 17 号 令和 6 年度河合町一般会計予算について（別冊）
- 日程第 24 議案第 18 号 令和 6 年度河合町国民健康保険特別会計予算について（別冊）
- 日程第 25 議案第 19 号 令和 6 年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について（別冊）
- 日程第 26 議案第 20 号 令和 6 年度河合町介護保険特別会計予算について（別冊）
- 日程第 27 議案第 21 号 令和 6 年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算について（別冊）
- 日程第 28 議案第 22 号 令和 6 年度河合町水道事業会計予算について（別冊）
- 日程第 29 議案第 23 号 令和 6 年度河合町下水道事業会計予算について（別冊）
- 日程第 30 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 31 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 31 まで議事日程に同じ

出席議員（12 名）

1 番	杵 本 貴 司	2 番	常 盤 繁 範
3 番	梅 野 美智代	4 番	佐 藤 利 治
5 番	中 山 義 英	6 番	坂 本 博 道
7 番	長谷川 伸 一	8 番	杵 本 光 清
9 番	大 西 孝 幸	10 番	馬 場 千恵子

11番 岡田 康 則

12番 疋 田 俊 文

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	森 川 喜 之	副 町 長	佐 藤 壮 浩
教 育 長	上 村 欣 也	企 画 部 長	森 嶋 雅 也
総 務 部 長	上 村 卓 也	福 祉 部 長	浮 島 龍 幸
環 境 部 長	石 田 英 毅	まちづくり 推 進 部 長	福 辻 照 弘
ファシリティ マネジメント 推 進 室 長	中 島 照 仁	総 務 部 次 長	小 野 雄 一 郎
福 祉 部 次 長	佐 藤 桂 三	教 育 委 員 会 事 務 局 次 長	中 尾 勝 人
教 育 委 員 会 事 務 局 次 長	小 槻 公 男	財 政 課 長	松 本 武 彦
環境整備課長	松 村 豊 範		

会議に従事した事務局職員

局 長 心 得	高 根 亜 紀	係 長	阪 本 武 司
主 事	平 井 貴 之		

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。令和6年第1回定例会を再開いたします。

今定例会より、録画配信を実施いたします。その際、傍聴者も撮影映像に入ることがあります。ご了承願いたいと思います。

これより本日の会議を開きます。

◎委員長報告

○議長（疋田俊文） 本日、議会運営委員会を開催していただいておりますので、岡田康則議会運営委員長より報告を願います。

○11番（岡田康則） 議長。

○議長（疋田俊文） 岡田委員長。

○11番（岡田康則） 本日、議会運営委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

本日の議事日程につきましては、総務文教委員会で審議されました議案第11号、第24号、第26号、第35号。

厚生建設常任委員会で審議されました議案第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第27号、第28号、第29号、第30号、第31号、第32号、第33号、第34号、第36号、第37号、第38号、第39号、第40号。

予算審査特別委員会で審議されました議案第17号から第23号、また人事案件であります諮問第1号。

議会運営委員会における所管事項の閉会中の継続調査が上程されております。逐次審議いたします。

以上、報告を終わります。

○議長（疋田俊文） ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決定いたします。

◎議案第11号、議案第24号、議案第26号、議案第35号の委員長
報告、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第1、議案第11号、日程第2、議案第24号、日程3、議案第26号、日程第4、議案第35号を総務文教常任委員会に付託しておりますので、大西孝幸総務文教常任委員長より報告願います。

○9番（大西孝幸） 議長。

○議長（疋田俊文） 大西委員長。

○9番（大西孝幸） 総務文教常任委員会の結果を報告いたします。

去る3月6日の本会議において当委員会に付託されました議案第11号、第24号、第26号、第35号について、3月11日に委員会を開きましたので、その結果を報告いたします。

議案第11号 令和5年度河合町一般会計補正予算については、理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

退職手当組合負担金の増額理由について質疑があり、定年延長の1年目ということで、退職者が生じない見込みであったが、旧定年年齢である60歳で一旦退職をして、定年前再任用職員になる職員や自己都合で退職する職員が15名になったため、退職手当を支給する必要が生じ、負担金が増額となったとの答弁がありました。

また、農林商工費の井堰機能診断業務委託料の500万円の減額理由について質疑があり、当初1,000万円の交付要望を行ったが、要望額に対して55%の交付となったため、国費が450万円で、一般財源が50万円という内訳になっているとの答弁がありました。

今回、委員外議員からの質疑は1名の方からありました。

そのほか質疑があり、それぞれ答弁がありました。

審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

次に、議案第24号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、理事者より説明を受けました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に、議案第26号 河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正については、理事者より説明を受けました。

会計年度任用職員をある業務に特化したスペシャリストとしての採用も考えてはどうかとの質疑があり、総務省の会計年度任用職員制度に関するマニュアルでは、例えば財産の差押えや許認可等のように公権力の行使に係るような件については、会計年度任用職員よりも常勤の職員がやるべきといった記述もあり、また、任期付き職員での雇用等も方法として考えられるため、様々な採用方法について幅広く検討を進めていくとの答弁がありました。

そのほか質疑があり、それぞれ答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

次に、議案第35号 河合町消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、理事者より説明を受けました。

町の消防団員が自家用車で現場に出動し、事故を起こした場合の補償等はどうなっているのかとの質疑があり、令和5年度から、自家用車で火災等に駆けつけた場合の保険に加入しているため、事故等があった場合の対応はできているとの答弁がありました。

その他質疑があり、それぞれ答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（疋田俊文） 議案第11号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議あり。討論を求めます」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 賛成の討論をさせていただきます。

私、常任委員会の委員でございまして、その際には不賛成という形で、否決という形で表明させていただいております。そういった状況ではありますが、2点ほど否決の理由がありました。それが解消されておりますので、その理由を述べて、賛成の討論とさせていただきます。

それぞれ繰越明許費の部分に関してのものなのですが、1つは、内水対策事業について。

委員会中、進捗確認の質疑を行わさせていただきました。不明瞭だったんですね。その委員会の後、担当職員のほうからしっかりと資料を示されて、説明を受けました。また、全議員に対して、その資料等を配付してくださるところで、私としましては進捗状況の確認が取れましたので、賛成に転じさせていただきます。

もう1点は、町債発行を伴う第二中学校の建設事業の件についてでございます。

有利な制度活用を理由として計上されていると説明をされておりますが、その改修工事については、仕様書も計画書もなく計上されている状況であります。私としましては、根拠の足りない政策であると判断をさせていただきまして、反対とさせていただいております。過去の河合町の計上、予算の執行の仕方を検証していきますと、まず建設予算そういったものありきという形で事業を進めていき、その計画自体が不明瞭、また不明確な形で追加の工事を強いられる、または別の形で補填する形の工事を行う。それによってさらなる建設債の発行、そういったものが行われている。そういった理由をもって、私としましては根拠の足りない政策は反対するという形の姿勢を取らせていただいております。

その中で、予算審査、別の委員会でございますが、予算審査中に担当職員のほうから、今後こういった形の計上は最後としていきたいと考えているというご発言がありましたので、私としましては、そういったものに関して、これからの河合町に期待する形で賛成とさせていただきます。

長々と理由を申し上げましたが、賛成討論をさせていただきました。ありがとうございます。

○議長（疋田俊文） 他にありませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第11号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第11号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第11号 令和5年度河合町一般会計補正予算については可決されました。

議案第24号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（正田俊文） 異議なしと認めます。

これより、議案第24号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第24号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（正田俊文） 全員であります。

よって、議案第24号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については可決されました。

議案第26号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（正田俊文） 異議なしと認めます。

これより、議案第26号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第26号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（正田俊文） 全員であります。

よって、議案第26号 河合町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正については可決されました。

議案第35号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（正田俊文） 異議なしと認めます。

これより、議案第35号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第35号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（正田俊文） 全員であります。

よって、議案第35号 河合町消防団員等公務災害補償条例の一部改正については可決されました。

◎議案第12号から議案第16号、議案第27号から議案第34号、議

案第36号から議案第40号の委員長報告、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第5、議案第12号、日程第6、議案第13号、日程第7、議案第14号、日程第8、議案第15号、日程第9、議案第16号、日程第10、議案第27号、日程第11、議案第28号、日程第12、議案第29号、日程第13、議案第30号、日程第14、議案第31号、日程第15、議案第32号、日程第16、議案第33号、日程第17、議案第34号、日程第18、議案第36号、日程第19、議案第37号、日程第20、議案第38号、日程第21、議案第39号、日程第22、議案第40号を厚生建設常任委員会に付託しておりますので、佐藤利治厚生建設常任委員長より報告を求めます。

○4番（佐藤利治） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤委員長。

○4番（佐藤利治） 厚生建設常任委員会の結果を報告いたします。

去る3月6日の本会議において、当委員会に付託されました議案第12号、第13号、第14号、第15号、第16号、第27号、第28号、第29号、第30号、第31号、第32号、第33号、第34号、第36号、第37号、第38号、第39号、第40号について3月11日に委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

議案第12号 令和5年度河合町国民健康保険特別会計補正予算については、理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

保険基盤安定制度に関する補正理由について質疑があり、低所得者などに対する保険税軽減相当額を公費で補填するという基盤安定制度について、1月に交付額が確定することに伴い、補正予算を上程するとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第13号 令和5年度河合町下水道事業特別会計補正予算については、理事者より説明を受け、歳入歳出それぞれ一括で審議を行いました。

令和5年度の公共下水道管耐震工事の予算額及び執行額、施工工区数について質疑があり、

予算額は8,100万円で、執行額は7,121万8,000円となり、7工区で延長650メートルを施工したとの答弁がありました。

その他質疑があり、それぞれ答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第14号 令和5年度河合町介護保険特別会計補正予算については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

町内にグループホームなど介護施設は幾つあるのか、また、施設から地域密着型サービス施設整備事業費補助金の申請はあったかとの質疑があり、地域密着型サービス事業所について5施設あり、補助金の申請は1施設からあったとの答弁がありました。

審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第15号 令和5年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

普通徴収保険料に関する増額補正について軽減を受けられない後期高齢者が増えたからとの質疑があり、国民健康保険の加入者から後期高齢者医療保険への移行が主な原因であるとの答弁がありました。

その他質疑があり、それぞれ答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第16号 令和5年度河合町水道事業会計補正予算については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

テレメーターとは何かとの質疑があり、専用電話回線を使用し、電気信号をやり取りする通信設備で、監視制御システムを活用し、第一配水池と西大和配水池をタイムラグなく数値状況が確認可能となります。監視内容は、配水池の受水流量、受水圧力、受水残塩、配水池の水位をシステムで確認できるとの答弁がありました。

その他質疑があり、それぞれ答弁がありました。

今回、委員外議員からの質疑は1名の方からありました。

審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第27号 河合町国民健康保険税条例の一部改正については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

譲渡所得の場合の取扱いが県下統一となっても変わらないのか、また、従前は各自治体でそれぞれ減免要綱があったが、それに関する統一はどうなるのかとの質疑があり、譲渡所得

の取扱いは従前どおり差異なく、減免要綱に関しても令和6年の統一を待たず、既に県から統一要綱が示されているとの答弁がありました。

その他質疑があり、それぞれ答弁がありました。

審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第28号 河合町子ども医療費助成条例等の一部改正については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

国保の保険税滞納者の世帯でも助成するののかとの質疑があり、滞納の有無にかかわらず給付する。滞納者対策は国保、社保それぞれの保険者が責任を持って行うものと考えるとの答弁がありました。

その他質疑があり、それぞれ答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第29号 河合町介護保険条例の一部改正については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

保険料の改定では、従来の料率よりも下がる所得段階について質疑があり、第1段階から第3段階に該当する料率が下がり、第1段階は0.3から0.285に、第2段階は0.5から0.485に、第3段階については0.7から0.685に下がるとの答弁がありました。

その他質疑があり、それぞれ答弁がありました。

審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第30号 河合町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正については、理事者より説明を受け、審議を行いました。身体的拘束をした場合に、拘束の関係記録をしなければいけないことになっているが、基準が強化されたのかとの質疑があり、以前からやむを得ず身体拘束をする場合には家族の同意が必要であったが、それを記録に残していくことが義務づけられたと答弁がありました。

その他質疑があり、それぞれ答弁がありました。

今回、委員外議員からの質疑は1名からありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第31号 河合町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

本改正により、介護予防のプラン作成について、地域包括から指定居宅支援事業所でも作

成可能となるが、実態として、河合町の地域包括が何件くらいプランを持っているのか、業務は負担になっているのかとの質疑があり、約250件のプランを管理しており、他にやるべき事業がある中で、このプラン管理は地域包括の負担になっているとの答弁がありました。

その他質疑があり、それぞれ答弁がありました。

今回、委員外議員からの質疑は1名からありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第32号 河合町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

対象事業所は、町内に何か所あるのかとの質疑があり、町内には地域密着型通所介護が1か所、小規模多機能居宅介護は1か所、認知症対応型共同生活介護が3か所の計5か所あるとの答弁がありました。

その他質疑があり、それぞれ答弁がありました。

今回、委員外議員からの質疑が1名の方からありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第33号 河合町指定密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

やむを得ない身体拘束をした場合には、記録を詳細に取るということであるが、本来は身体拘束について家族の同意を得て、やむを得ないときがあった後には速やかに説明をすることが義務化されたのかとの質疑があり、記録を残すことが義務づけられたとの答弁がありました。

その他質疑があり、それぞれ答弁がありました。

今回、委員外議員からの質疑は1名の方からありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第34号 河合町水道施行条例の一部改正については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第36号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第37号 河合町道路線の認定については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

令和5年6月2日、奈良県から完了検査が提出されていたのに、道路認定が遅くなった理由と、所有権移転承諾書はいつ持ってきたかとの質疑があり、道路移管の際に一部手直しをしてもらったため、時期が遅れた。また、所有権移転承諾書については、令和5年6月20日付でもらっているとの答弁がありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第38号 河合町道路線の認定については、理事者より説明を受け、審議を行いました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第39号 河合町第5次障がい者基本計画、河合町第7期障がい福祉計画及び河合町第3期障がい児福祉計画を定めることについては、理事者より説明を受け、審議を行いました。

防災・防犯対策の推進については、防災計画との具体的な連携はどうなっているのかとの質疑があり、安心安全推進課と情報連携しながら、避難行動要支援者名簿で要介護3以上の方や身体障害者手帳取得の方で、災害時に避難できない方について、現在登録を進めており、今後は安心安全推進課と一緒に個別避難計画を進めていく予定との答弁がありました。

その他質疑があり、それぞれ答弁がありました。

今回、委員外議員からの質疑は1名からありました。

審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第40号 河合町高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画を定めることについては、理事者より説明を受け、審議を行いました。

介護保険事業計画の進行管理について、PDCAサイクルを行う位置づけになっているのかとの質疑があり、PDCAサイクルについては、介護保険事業計画でも行い、また、今回からロジックモデルを活用した計画策定をしているため、そちらを使いながら計画を推進していくとの答弁がありました。

その他質疑があり、それぞれ答弁がありました。

今回、委員外議員からの質疑は1名の方からありました。

審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

以上で、厚生建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（疋田俊文） 議案第12号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより、議案第12号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第12号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第12号 令和5年度河合町国民健康保険特別会計補正予算については可決されました。

議案第13号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより、議案第13号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第13号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第13号 令和5年度河合町下水道事業特別会計補正予算については可決されました。

議案第14号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「議長、討論お願いします」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 反対討論させていただきます。

今回は決算見通しの下での補正となっております。その中で在宅医療・介護連携推進事業について、予算の際に事業目的が明確でないことを指摘をしておりました。今回、従来のように全額ではないが、94%のマイナスをする補正となっております。漫然とした予算立ての結果でもあり、予算時に反対していたことも踏まえ、認め難く反対とさせていただきます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） なしと認めます。

これより、議案第14号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第14号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第14号 令和5年度河合町介護保険特別会計補正予算については可決されました。

議案第15号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○7番（長谷川伸一） はい。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 討論いたします。

議案16号……15号ですか。

（「15号」と言う者あり）

○7番（長谷川伸一） 勘違いしました。失礼しました。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） なければ、討論を終結します。

これより、議案第15号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第15号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第15号 令和5年度河合町後期高齢者医療制度特別会計補正予算については可決されました。

議案第16号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議あり」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 討論いたします。

今回、資本的支出、建設改良費2,250万円追加に関する案件でございます。先日の厚生建設常任委員会では、私はこの議案に関しましては反対の意思を表明しました。その後、担当職員から詳細かつ丁寧な説明を受け、認識を深め、改め、本会議での採決は賛成といたします。

以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 今回の水道事業の補正予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の建設工事に当たりましては、地元説明会は実施されていますが、工事の協定は締結されていないというお話でした。大規模工事の場合、当然地元の説明会というのはやって当然なんですけれども、そもそも地元説明会の本来目的は、工事の概要以上に、何より工事によって想定される課題をできる限り解消するために、地元自治会、近隣住民の方との合意形成を図ることが一番重要となってきます。地元説明会を何回やればいいという定義はありませんが、地元説明会及び近隣住民の方との合意形成が図られるまで説明会を行って、最終的には工事協定を締結できるまで努力すべきです。そうすることで今後地元自治会、行政、事業者との後々で大きなトラブル回避につながると考えます。

だから、こういった補正予算も当時にもっと説明会をやっておられれば、当然仮設道の建設というお話は出てきたと思います。そういうことで、今後大規模公共事業をされる場合、要綱等で工事協定等の締結をされることを考えられることを私から提案、要望という形で賛成の討論をさせていただきます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） なければ、討論を終結します。

これより、議案第16号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第16号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第16号 令和5年度河合町水道事業会計補正予算については可決されました。

議案第27号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「討論お願いします」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 第27号議案の反対討論をさせていただきます。

今回の条例改正は、県の示す保険料率に統一するために国保税引上げにつながるものとなっております。今国保税を引き上げなくても、河合町の国保運営は十分可能と考えます。また、県の示す納付金を納めれば、共同事業として県全体の国保運営は十分可能です。県単位化しても国保税の税率を決める権限は河合町にあります。住民の暮らしを守る立場からも今回の条例改正には反対をさせていただきます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） なければ、討論を終結します。

これより、議案第27号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第27号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 多数でございます。

よって、議案第27号 河合町国民健康保険税条例の一部改正については可決されました。

議案第28号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「議長、討論お願いします」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 賛成討論をさせていただきます。

今回の18歳までの現物給付の拡大というのは、長年地域の住民の皆さんも含めて求めてきたことでもあり、ぜひ実現していただきたいと思います。

しかし、これにつきましては月定額の窓口負担というのがまだ残っているということもありまして、引き続き全額無料にと含めて努力していただきますよう、そのことも期待しまし

て、賛成とさせていただきます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第28号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第28号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第28号 河合町子ども医療費助成条例等の一部改正については可決されました。

議案第29号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「討論お願いします」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 反対討論させていただきます。

今回の条例改正は、介護保険料の段階区分を増やすなどの改善点もあります。しかし、基準額が5,100円から5,900円と大幅に値上げになるものであります。前回据え置いたことや、今回も一定額を準備金から繰り入れして値上げを抑制していることは評価します。

しかし、物価高や年金引下げで住民生活が大変な中で、準備金をさらに活用すれば、さらなる値上げ抑制と、そしてまた事業の継続は可能だと思います。そのことを踏まえて、今回の条例改正には反対とさせていただきます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第29号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第29号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第29号 河合町介護保険条例の一部改正については委員長報告のとおり可決されました。

議案第30号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより、議案第30号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第30号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第30号 河合町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正については可決されました。

議案第31号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより、議案第31号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第31号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第31号 河合町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正については可決されました。

議案第32号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより、議案第32号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第32号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、議案第32号 河合町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については可決されました。

議案第33号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

これより、議案第33号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第33号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、議案第33号 河合町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については可決されました。

議案第34号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

これより、議案第34号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第34号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、議案第34号 河合町水道法施行条例の一部改正については可決されました。

議案第36号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより、議案第36号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第36号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第36号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更については可決されました。

議案第37号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより、議案第37号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第37号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第37号 河合町道路線の認定については可決されました。

議案第38号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより、議案第38号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第38号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第38号 河合町道路線の認定については可決されました。

議案第39号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

か。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

これより、議案第39号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第39号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、議案第39号 河合町第5次障がい者基本計画、河合町第7期障がい福祉計画及び河合町第3期障がい児福祉計画を定めることについては可決されました。

議案第40号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「討論お願いします」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 反対討論させていただきます。

今回の計画は、介護保険法に基づく3年間の必要な計画であるとは理解しております。

しかし、介護の必要量を設定して、いわゆる介護保険料もこの計画の中で設定をされております。介護保険料のほうでそういう点では引上げを含む内容となっております。さらに今回この決定のプロセスの中ではパブリックコメントなども行われましたが、その際には介護保険料の言わば案は含まない形でのパブリックコメントにもなっておりました。

そういうことも含めて、今回の計画については保険料の値上げを含むということもありますので、反対とさせていただきます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第40号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第40号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 多数でございます。

よって、議案第40号 河合町高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画を定めることについて可決されました。

◎議案第17号から議案第23号の委員長報告、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第23、議案第17号、日程第24、議案第18号、日程第25、議案第19号、日程第26、議案第20号、日程第27、議案第21号、日程第28、議案第22号、日程第29、議案第23号を予算審査特別委員会に付託しておりますので、岡田康則予算審査特別委員長より報告を求めます。

○11番（岡田康則） 議長。

○議長（疋田俊文） 岡田委員長。

○11番（岡田康則） 去る3月6日の本会議において、当委員会に付託されました議案第17号から議案第23号までの予算案7議案について、3月13日においては午後1時30分から午後7時まで、14日においては午前9時半から午後5時まで、15日においては午前9時半から午後4時50分の約2日半をかけて委員会を開会いたしましたので、その結果について報告します。

議案第17号 令和6年度河合町一般会計予算については、審議の結果、賛成多数で認定することに決しました。

議案第18号 令和6年度河合町国民健康保険特別会計予算については、審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第19号 令和6年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については、審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第20号 令和6年度河合町介護保険特別会計予算について、審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第21号 令和6年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算について、審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第22号 令和6年度河合町水道事業会計予算について、審議の結果、賛成多数で可決することに決しました。

議案第23号 令和6年度河合町下水道事業会計予算について、審議の結果、全員賛成で可

決することに決しました。

以上、当委員会に付託されました議案17号から議案第23号までの審議結果について報告を終わります。

○議長（疋田俊文） 議案17号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議がございませんか。

（「討論お願いします」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 反対討論させていただきます。

年度の当初予算は河合町政の言わば政治方針を示すもので、それへの態度は基本的に全てお任せするかどうかとなります。その上で、教育の分野では、この国の制度に先行して、小学校6年まで35人学級の実現も継続するための予算の計上、また、所得制限や対象機種の制限など問題はありますが、補聴器助成制度の実現など、国・県の施策以上の独自の取組としても評価をしたいと思います。また、18歳までの医療費助成制度の拡充や補助金活用ではあるけれども、給食費の補助制度の継続なども評価をしたいと思います。

しかし一方で、高齢者のインフルエンザの予防接種無料などは今回はまた入れないということにもなっております、このように一部の借金返済を先送りした分の元金返済が始まっていることでの財政指標の悪化の要因ともなっているのは継続をしております。大規模投資で借金が増えるという予算にもなっております。そういう中で、財政調整基本も一部活用して、当面の急がれる修繕等、予算運営としては可能ではなかったのかということも思っております。これらを踏まえ、今後財政見通しなど住民への説明はまだまだ今回の予算の中でも不十分ではないでしょうか。

また、国保、水道など町民の声が反映しにくい県の広域化方針を前提とした事業運営としての全体の予算にもなっており、全体として暮らし、医療や介護、子育て、安全など、財政状況の厳しさはあるとはいえ、住民の願いを反映して、国・県の制度の不十分、悪い部分を超えるようなものにやっばりなっていないのではないかと評価します。

以上により、当初予算として全てお任せということにはできず、国・県の言いなりでなく、安心して住み続けられる河合町づくりのために、そして住民の立場に立ちながら財政の健全化を進める点でも、この令和6年度の一般会計当初予算については認め難く、反対とさせていただきます。

なお、当初予算には反対とは言いながらも、年度途中の補正予算については、運営上実務

的な補正も含め、必要な場合は当然賛成も含めて考えていきたいということは申し添えておきたいと思っております。

以上、反対討論とさせていただきます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

大西議員。

○9番（大西孝幸） 賛成討論させていただきます。

令和6年度当初予算については、町を運営する基本的な経常経費も含まれてますし、特に生命、財産を守るという意味で内水対策事業の予算もあります。特にこの予算が可決すれば、やってほしいのは焼却場の煙突を早急に要は除去していただきたいということをお願いして、賛成討論とさせていただきます。

以上。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 反対討論させていただきます。

今回の90億2,100万円の中の歳出について2点述べます。

長期ビジョン、河合町総合計画に係る基礎調査業務委託費600万円の予算の削除、または見直し、2点目、西穴闇墓地煙突解体・除却に係る調査設計497万2,000円の見直しを求めます。

これらの2点を修正すべきと考え、今回私の反対の意思を表します。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

中山議員。

○5番（中山義英） 私のほうからは賛成討論をさせていただきます。

今回、当初予算のほうから欠落していた個別外部監査費用に関して答弁させていただきます。

昨年9月の本会議で可決された団体等への補助金に関する個別外部監査の実施に関しましては、予算特別委員会の中で町長から手続上、監査委員の意見を聞く必要があるか、町としては今年度中の実施に向け、補正予算もしくは予備費で対応していくとの答弁がありました。そもそも補助金は簡単に言いますと、町民の税金の中から役場が団体等に支給する返済不要の給付金です。そのため、補助金の交付に当たっては、事業の公益性はもちろんのこと、公

平性や必要性、有効性等に着目する必要があるとともに、自治体には透明性の確保や説明責任が強く求められます。河合町の補助金に関しては、交付の目的や根拠、基準の不明確さ、補助事業の効果、成果の曖昧さ、補助金の長期化による既得権化など、一部その実態に不透明な点が見受けられます。補助金は来年度予算にも関係してくることから、12月末までには監査が終わるように事務を進めていただくことを要望し、今年度予算には私は賛成という討論に代えさせていただきます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

常盤議員。

○2番（常盤繁範） 賛成討論をさせていただきます。

森川町政初めての予算編成という形になりまして、公約に基づいてこういった形で予算に反映されるのかというところを細かく確認させていただきました。審査の中で指摘させていただいているところを一つ一つ挙げるのは時間がかかりますので、大まかな形でお話しさせていただければと思いますが、連携する形での事業の参画、そういったものに対して、やはり取捨の選択という部分については旧態依然とした形で予算編成がなされていること、この件につきましては、来年度1年間でしっかりと精査を行っていただきたいと、そういった形で考えているところでございます。

もう1点は、根拠がはっきりとしてないものに対しての事業予算を計上しているところについては厳しく指摘をさせていただいております。その件につきましては、具体的な事業等はここでは差し控えますが、その事業推進についてはしっかりと仕様書ですとか計画書、そういったものを来年度1年間しかるべきタイミングで議会のほうに説明いただき、しっかりと事業を推進していただきたいと考えているところでございます。

以上、2点賛成理由として述べさせていただきます。

以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第17号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第17号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第17号 令和6年度河合町一般会計予算については可決されました。

議案第18号について、討論を省略して、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

坂本議員。

○6番（坂本博道） 反対討論させていただきます。

今回の予算は、物価高で住民の暮らしが大変なとき、県の示す保険料率に統一するための国保税引上げを前提にした予算となっております。また、一般会計からの事務繰入れなども行っておりません。大もとには国の政策がありますが、しかし、国保税を引き上げなくても運営は十分可能であり、基金を活用すれば子供の均等割免除なども十分可能だと考えております。まさに県言いなりの保険税引上げを前提にした予算であり、認め難く反対とさせていただきます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第18号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第18号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第18号 令和6年度河合町国民健康保険特別会計予算については可決されました。

議案第19号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 反対討論したいと思います。

本来独自に回収すべきとの立場で組合丸投げで予算に反対してきました。今回、令和7年1月末で回収組合が解散し、その後、令和7年2月以降の管理は住宅課に移るということですが、令和4年末で約6,600万円の債権の残があり、令和5年でどこまで回収ができるのか、また、組合解散までに回収可能な債権はどれだけあるのか、組合解散後の人的配置を含め、

具体的な回収計画はどのようになっているのかを求めるとともに、今まで債権者が不明、または死亡などで回収ができなかった責任も明らかにすることを求め、反対討論といたします。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

常盤議員。

○2番（常盤繁範） 賛成の討論をさせていただきます。

反対討論の中にもありましたように、6,625万円、この金額は大きいと思いますね。この件につきましては、今後組合が解散されまして、所掌する部署が移管されます。その状況において、しっかりとその組合で行われていた交渉記録等を検証した上で、この債権回収を行っていくという形のものを議会としてもしっかりと注視する上で、今回の解散と移管については承認させていただければと考えております。

以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第19号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第19号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第19号 令和6年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については可決されました。

議案第20号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「討論お願いします」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 反対討論させていただきます。

今回の予算は、介護保険料の段階区分の改善や、また医療・介護連携予算など、従来のところを見直すなどの改善点はあると思っております。

しかし、第9期介護保険事業計画の保険税引上げを前提にした予算となっていること、そしてまた、物価高や年金引下げで住民生活が大変な中、準備基金を活用すれば、さらなる値

上げ抑制は可能であると思っております。

また、身体の状態像に合わない介護認定や生活援助の締めつけ、さらに今年は訪問介護の報酬引下げ、そして次期計画までに予防事業の保険外しやケアプランの有料化、2割負担などの制度改革も進めるなど、制度そのものの問題を含んだ下での予算でもあります。

そういうことをチェックする意味からも、本予算については認め難く反対とさせていただきます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第20号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第20号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第20号 令和6年度河合町介護保険特別会計予算については可決されました。

議案第21号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○10番（馬場千恵子） 議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 反対討論したいと思います。

この制度は平成20年4月から導入されました。既に16年が経過しましたが、高齢者を年齢で区別するという制度の本質的問題は変わっていません。この間、令和4年に医療費の負担が1割から2割に、5人に1人の方の負担が2倍となり、現役並みの所得の方は3割負担です。高齢者の健康を守る上で健康診査は欠かせません。河合町でも75歳以上の高齢の方は増加しており、ますます健康の増進、管理は必要です。

しかし、高齢者の声が広域連合に届くには、構成人数や仕組みを見ても困難で、運営も不透明です。広域連合でも健康診査の自己負担額は自治体によって異なるところがあると言っています。ちなみに河合町は500円です。独自の努力で自己負担をなくしている自治体もあります。これからも増えるであろう高齢者の健康を守り、社会参加をしながら生き生きと過ごせるような改善努力を求めるとともに、住民の声が届かない下で、今回保険料の値上げを

含むものでもあり、認め難く反対いたします。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第21号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第21号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第21号 令和6年度河合町後期高齢者医療制度特別会計予算については可決されました。

議案第22号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「討論お願いします」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 反対討論させていただきます。

水道事業というのはもう住民生活に欠かせない事業であり、予算もそういう意味で重要な予算となります。

しかし、今、水道事業の県一体化を強引に進めていくという状況になっております。財政的な効果、また料金、水道管の更新の取組、また災害時の対策、顔の見える住民サービスの低下など、水道法で求める水道事業の在り方からもまだまだ説明が不十分ではないかと思っております。このような方向性に大いに関連する予算であり、チェックする役割からも本予算については反対をさせていただきます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

常盤議員。

○2番（常盤繁範） 賛成の討論をさせていただきます。

この水道事業につきましては、今後の事業推進、安定した水道の供給という部分においての事業推進については不明瞭な、不透明なところがまだ現状としてあります。

しかしながら、今回の会計についての認定ですね、単年度の予算編成の部分での会計の編成、会計の報告といいますか、方針ですね、その件につきましては賛成とさせていただきます。

す。

以上です。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第22号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第22号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第22号 令和6年度河合町水道事業会計予算については可決されました。

議案第23号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「討論お願いします」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） これについては、賛成討論をちょっとさせていただきます。

これまで管路更新計画や一般会計化の国の在り方などの問題点を指摘して、特別会計としては反対をしてきました。今回公会計に移行することも踏まえ、本予算として賛成する立場で今後の執行部をチェックしていきたいと思います。

なお、今回の予算で下水道特別会計を閉めるに当たり、1月から3月までの下水道料金が未収となるため、一般会計から5,727万円の追加繰り出しが行われ、一方、令和6年度のこの下水道事業会計では令和6年の1月から3月の料金6,132万円が未収金として計上されていると思います。予算どおり執行されれば、令和6年度収益的収支予算で黒字予想されます。この分から一般会計からの追加繰入れを戻すべきだろうというふうに思います。そういうこともぜひ進めていただきたいことも指摘をして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（疋田俊文） 他にございませんか。

（発言する者なし）

○議長（疋田俊文） なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第23号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第23号を委員長報告のとおり決定することに賛

成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(疋田俊文) 全員であります。

よって、議案第23号 令和6年度河合町下水道事業会計予算については可決されました。

◎諮問第1号の採決

○議長(疋田俊文) 日程第30、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につきまして意見を求めることについてを議題とします。

本案については、原案のとおり門口昌義氏を適任者にするにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につきまして意見を求めることについては、原案のとおり門口昌義氏を適任者に認めることに決定しました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長(疋田俊文) 日程第31、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から会議規則第73条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について閉会中もこれを継続していきたいとの旨の申出がありました。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中も継続審査することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中も継続審査をすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（正田俊文） 以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了しました。

よって、令和6年第1回定例会は、ただいまをもちまして閉会いたします。

閉会 午前11時15分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

署 名 議 員 坂 本 博 道

署 名 議 員 長谷川 伸 一